技術検定合格証明書　再交付申請書

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

申請日	令和　　年　　月　　日

九州地方整備局長	殿

ふりがな	
氏名	

本籍（都道府県名のみ）	（※外国籍の方は、国名を記載して下さい。）
住　所	（〒　　―　　）
電話番号	―　　― （※日中、連絡のとれる番号を記載して下さい。携帯可）
生年月日	年　　月　　日

検定種目・区分	（級）　（種目）　（種別）　（区分）
合格証明書の交付年月日	年　　月　　日　（※不明の場合は記載不要）
合格証明書番号	（※不明の場合は記載不要）

再交付申請の理由		（※「滅失」か「損傷」を選択（記載）してください。）
（「滅失」の場合には、その経緯と滅失理由を記入例を参考に、具体的に記載してください。）		
再発防止策	（※再交付申請が2回目以降の場合に記載して下さい。）	

※収入印紙貼付欄　（2，200円分）
（都道府県の収入証紙や郵便切手は不可です。申請者は消印をしないで下さい。）
貼りきれない場合は、欄外に貼付しても構いません。

【注意事項】

・不正に取得した証明書を利用して経営事項審査の申請や建設業許可を受ける行為は6月以内の懲役又は100万円以下の罰金、不正に証明書を取得した者を主任技術者や監理技術者として配置する行為は100万円以下の罰金、経営事項審査の申請や監理技術者資格者証の交付にあたり合格証明書を偽造し申請する行為は懲役1年以上10年以下の刑罰が課される犯罪行為です。
・滅失による再交付を受けた後に証明書が発見された場合は、発見された証明書を地方整備局等に返却する必要があります。
・損傷による再交付を受ける場合は、損傷した合格証明書の返納が必要です。合格証明書の添付がないものは受理できません。
・技術検定合格証明書の再交付は技術検定に合格した本人のみが申請することができます。本人以外（会社等）の申請は受理できません。
・再交付手数料として2200円の収入印紙の添付が必要です。消印をしたもの、添付のないもの、都道府県の収入証紙や郵便切手、登記印紙は受理できません。

・本人及び住所確認書類として、以下のいずれかの書類の添付が必要です。添付のないもの、その他の証明書は受理できません。
　①　運転免許証のコピー　（表面及び裏面。有効期限内のものに限る。）
　②　監理技術者資格者証のコピー　（表面及び裏面。有効期限内のものに限る。）
　③　住民票の写し　（提出日時点で、市区町村の発行から6ヶ月以内の原本またはそのコピー。）
　　※個人番号（マイナンバー）はマスキング（黒塗り）して提出してください。
　④　マイナンバーカードのコピー（表面のみ。有効期限内のものに限る。）
　⑤　在留カードのコピー　（表面及び裏面。有効期限内のものに限る。）

・本人確認書類に記載の住所以外への送付はできません。本人の住所以外が記載されたものは受理できません。
・前回交付時から氏名に変更のある場合は、書換申請を同時に行う必要があります。
・再交付申請の理由が滅失、損傷（旧氏（旧姓）または通称併記に関する記載変更のみの場合を含む。）以外のものは受理できません。
・滅失による再交付申請の場合、理由の欄に滅失の際の具体的な状況が記載されていないものは受理できません。
・再交付理由に疑義がある場合、申請者本人に対し地方整備局等に出頭し事情の説明を求めます。
・再交付申請が2回目以降の場合は、再発防止策の記載が必要です。記載のないものは受理できません。
・合格証明書の交付者に係る個人情報は、証明書の交付に関する事務のほか、公共工事の発注者における建設業者の資格審査等に使用することがあります。
・旧氏（旧姓）または通称併記を希望される場合は、旧氏（旧姓）または通称が併記された以下の①～③の書類のいずれかと前回交付された合格証明書を提出（返却）してください。
　①住民票の写し（コピー可）、②マイナンバーカード（表面）のコピー、③運転免許証（表面及び裏面）のコピー

※ 令和6年4月1日以降に交付される合格証明書については、本籍が記載されません。
本籍の記載がある合格証明書をお持ちで、本籍の記載がない合格証明書の交付を希望される方は「記入例」の欄外の説明をご覧ください。（必須の手続きではありません。）

記入例

技術検定合格証明書　再交付申請書

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

申請日	令和　5　年　4　月　1　日

九州地方整備局長　殿

ふりがな	すずき　いちろう　（さとう）
氏名	鈴木　一郎　（　佐藤　）

本籍	鹿児島県　（※外国籍の方は、国名を記載して下さい。）
住所	（〒 812-0013　）
	福岡県福岡市博多区博多駅東２－１０－７
電話番号	090-0000-0000　（※日中、連絡のとれる番号を記載して下さい。携帯可）
生年月日	昭和　50　年　10　月　10　日

	（級）	（種目）	（種別）	（区分）
検定種目・区分	2級	建築施工管理	（仕上げ）	技士
合格証明書の交付年月日	平成　30　年　3　月　10　日　（※不明の場合は記載不要）			
合格証明書番号	123456789　（※不明の場合は記載不要）			

再交付申請の理由	滅失	（※「滅失」か「損傷」を選択（記載）してください。）

平成30年に交付された合格証は自宅に保管していたが、令和5年1月に紛失を確認した。
その後勤務先も確認したが発見されなかった。
このため、2年前に転居した際に誤って処分してしまったものと推定される。

再発防止策	（※再交付申請が2回目以降の場合に記載して下さい。）

今後は自宅の所定の位置に確実に保管し、処分しないようにする。

※収入印紙貼付欄　（2，200円分）
（都道府県の収入証紙や郵便切手は不可です。申請者は消印をしないで下さい。）
貼りきれない場合は、欄外に貼付しても構いません。

氏名
合格者氏名を本人確認書類の表記のとおり記入して下さい。原則として証明書は本人確認書類の表記どおりに発行されます。（再交付と同時に氏名変更（書換え申請書の提出が必要）を行う場合は、変更後の氏名を記入してください。）

旧氏（旧姓）または通称併記を希望される場合は、氏名の右横に括弧書きで旧氏（旧姓）または通称を記入し、旧氏（旧姓）または通称が併記された以下の書類のいずれかを提出して下さい。ただし、住民票に旧氏（旧姓）または通称の記載を行っていない場合は併記できません。
・住民票の写し（コピー可）
・マイナンバーカード（表面）のコピー
・運転免許証（表面及び裏面）のコピー

本籍
現在の本籍地の都道府県名を記入して下さい。外国籍の方はその国籍を記入して下さい。

住所
本人確認書類に記載の住所を記載して下さい。合格証明書の送付先となるため、必ず郵便番号も記入して下さい。本人確認書類に記載の住所以外へは送付できません。

電話番号
合格者本人と日中確実に連絡が取れる連絡先（携帯電話など）を記入してください。

検定種目・区分
種別：2級の~~建設機械　土木~~建築（技士補を除く）の場合のみ選択してください。
区分：第二次検定または実地試験合格者は技士、第一次検定合格者は技士補を選択してください。

交付年月日
合格証明書の最初の発行日を記入して下さい。（不明の場合は記入不要です。）

合格証明書番号
前回交付された合格証明書の番号を記入して下さい。（不明の場合は記入不要です。）

再交付申請の理由
損傷か滅失を選択し、滅失の場合は、その経緯と滅失理由を具体的に記入してください。**損傷の場合は交付済みの証明書の返納が必要**です。
旧姓の追記・変更・削除等、記載事項の変更を行うための再交付については、**損傷を選択し、交付済みの証明書を返納**してください。

再発防止策
過去に一度でも再交付申請を行っている場合は、**再発防止策を具体的に記入**してください。

収入印紙を貼付して下さい。
※２，２００円必要です。
※消印がされたものは受理できません。
※収入証紙、切手、登記印紙等は受理できません。

※ 令和6年4月1日以降に交付される合格証明書については、本籍が記載されません。
本籍の記載がある合格証明書をお持ちの方で、本籍の記載がない合格証明書を希望する場合は以下をご覧ください。（必須の手続きではありません。）
①本籍を変更した場合：「書換申請書」で申請してください。
②本籍を変更していない場合：本紙で申請してください。「再交付申請の理由」欄は「損傷」を選択の上、「本籍の記載がない合格証明書を希望（本籍の変更なし）」と記載してください。また、お手持ちの合格証明書を必ず返納（申請書等に同封）してください。

技術検定合格証明書（建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理）
提出書類確認チェックリスト

封をする前に
もう一度
ご確認下さい。

今回の申請は、1級又は2級の***建築施工管理・電気工事施工管理・管工事施工管理***の
技術検定合格証明書（施工管理技士及び技士補）に関することで間違いないですか。
該当する項目をご利用下さい。なお、このチェックリストは送付する必要はありません。

項目	確認事項		確認
再交付だけの場合	再交付申請書には、収入印紙（2200円）を貼り付けましたか。（※収入証紙ではありません。）		□
	氏名に変更はありませんか。変更がある場合は、書換申請も必要です。		□
	再交付申請書の申請者本人の氏名は、身分証明書と同じ字で楷書ではっきりと書いてありますか。		□
	本人及び住所確認書類として、以下のいづれかの書類の添付が必要です。 （1）運転免許証のコピー（表面および裏面。有効期限内のものに限る。） （2）監理技術者資格者証のコピー（表面および裏面。有効期限内のものに限る。） （3）住民票の写し（提出日時点で、市区町村の発行から6ヶ月以内の原本またはそのコピー。） ※個人番号（マイナンバー）の記載のある場合はマスキング（黒塗り）して提出下さい。 （4）マイナンバーカードのコピー（表面のみ。有効期限内のものに限る。） （5）在留カードのコピー（表面および裏面。有効期限内のものに限る。）	写しは同封しましたか。	□
		文字は鮮明に写ってますか。	□
		氏名の漢字、生年月日、現在の住所が確認出来ますか。	□
		（1）（2）（5）は、裏面に変更等の記載がなくても、表と裏両面のコピーが必要です。 （4）は、表面のみです。	□
	「再交付申請の理由」の損傷か滅失を選択し、理由を具体的に記載しましたか。 滅失の場合、いつごろ滅失に気づいたか、滅失の原因（引っ越し等）を具体的に記載してください。		□
	今後は自宅の鍵付机等で保管するようにお願いします。 滅失した合格証明書が見つかった場合は速やかに返却するようお願いします。		
書換だけの場合	書換申請書の申請者本人の氏名は、身分証明書と同じ字で楷書ではっきりと書いてありますか。		□
	合格証明書の原本を添付しましたか。合格証明書を紛失している場合は、再交付申請も必要です。		□
	氏名の変更を確認する書類として、下記のいづれかの書類の添付が必要です。 （1）戸籍謄本（提出日時点で、市区町村の発行から6ヶ月以内の原本に限ります。） （2）戸籍抄本（提出日時点で、市区町村の発行から6ヶ月以内の原本に限ります。）	書類の本紙を同封しましたか。	□
		変更項目（氏名）について、変更前後の氏名の記載がありますか。	□
	本人及び住所確認書類として、以下のいづれかの書類の添付が必要です。 （1）運転免許証のコピー（表面および裏面。有効期限内のものに限る。） （2）監理技術者資格者証のコピー（表面および裏面。有効期限内のものに限る。） （3）住民票の写し（提出日時点で、市区町村の発行から6ヶ月以内の原本またはそのコピー。） ※個人番号（マイナンバー）の記載のある場合はマスキング（黒塗り）して提出下さい。 （4）マイナンバーカードのコピー（表面のみ。有効期限内のものに限る。） （5）在留カードのコピー（表面および裏面。有効期限内のものに限る。）	再交付だけの場合と同様。	□
	返信用切手（４９０円）を同封しましたか？		□
再交付と書換の場合	再交付申請書には、収入印紙（２２００円）を貼り付けましたか。（※収入証紙ではありません。）		□
	再交付・書換とも、申請書の申請者本人の氏名は、身分証明書と同じ字で楷書ではっきりと書いてありますか。		□
	氏名の変更を確認する書類として、下記のいづれかの書類の添付が必要です。 （1）戸籍謄本（提出日時点で、市区町村の発行から6ヶ月以内の原本に限ります。） （2）戸籍抄本（提出日時点で、市区町村の発行から6ヶ月以内の原本に限ります。）	書類の本紙を同封しましたか。	□
		変更項目（氏名）について、変更前後の氏名の記載がありますか。	□
	本人及び住所確認書類として、以下のいづれかの書類の添付が必要です。 （1）運転免許証のコピー（表面および裏面。有効期限内のものに限る。） （2）監理技術者資格者証のコピー（表面および裏面。有効期限内のものに限る。） （3）住民票の写し（提出日時点で、市区町村の発行から6ヶ月以内の原本またはそのコピー。） ※個人番号（マイナンバー）の記載のある場合はマスキング（黒塗り）して提出下さい。 （4）マイナンバーカードのコピー（表面のみ。有効期限内のものに限る。） （5）在留カードのコピー（表面および裏面。有効期限内のものに限る。）	再交付だけの場合と同様。	□
	「再交付申請の理由」の損傷か滅失を選択し、理由を具体的に記載しましたか。 滅失の場合、いつごろ滅失に気づいたか、滅失の原因（引っ越し等）を具体的に記載してください。		□
	今後は自宅の鍵付机等で保管するようにお願いします。 滅失した合格証明書が見つかった場合は速やかに返却するようお願いします。		
英文証明の場合	英文証明書発行願には、必要事項が記入されてますか。		□
	合格証明書の写しを同封しましたか。合格証を紛失している場合は、再交付申請も必要です。		□
	合格証明書の氏名に変更はありませんか。変更のある場合は、書換申請も必要です。		□
	パスポートの写し	氏名のローマ字が確認できるもの	□
	本人及び住所確認書類として、以下のいづれかの書類の添付が必要です。 （1）運転免許証のコピー（表面および裏面。有効期限内のものに限る。） （2）監理技術者資格者証のコピー（表面および裏面。有効期限内のものに限る。） （3）住民票の写し（提出日時点で、市区町村の発行から6ヶ月以内の原本またはそのコピー。） ※個人番号（マイナンバー）の記載のある場合はマスキング（黒塗り）して提出下さい。 （4）マイナンバーカードのコピー（表面のみ。有効期限内のものに限る。） （5）在留カードのコピー（表面および裏面。有効期限内のものに限る。）	再交付だけの場合と同様。	□
	英文証明送付用の封筒を同封しましたか。 （ご自身の氏名・現在の住所を記入し、１１０円切手を貼ったものを同封して下さい。）		□

※1「書換のみ」の場合は、切手を申請書に同封頂きます（返信用封筒の同封は不要）。

「再交付」、「再交付と書換の同時申請」は、返信用封筒及び切手の同封は不要です。

※2 再交付、書換申請書の送付は、申請書の紛失防止のため簡易書留でお願いします。

申請書の送付先　〒812-0013
福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
福岡第二合同庁舎10階
九州地方整備局 営繕部 技術・評価課
ＴＥＬ：０９２－４７６－３５３８

技術検定合格証明書の再交付・書換え

問い合わせ先・提出先

地方整備局等	申請者現住所の 都道府県名	建築、電気工事、管工事施工管理技士及び技士補
北海道開発局 060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎 011-709-2311	北海道	営繕部技術・評価課
東北地方整備局 980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 022-225-2171	青森・岩手・宮城・ 秋田・山形・福島	営繕部技術・評価課
関東地方整備局 330-9724 さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎二号館 048-601-3151	茨城・栃木・群馬・ 埼玉・千葉・東京・ 神奈川・山梨・長野	営繕部技術・評価課
北陸地方整備局 950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎一号館 025-280-8880	新潟・富山・石川	営繕部計画課 025-280-8705
中部地方整備局 460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館	岐阜・静岡・ 愛知・三重	営繕部技術・評価課 052-953-8194
近畿地方整備局 540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館和歌山 06-6942-1141	福井・滋賀・京都・ 大阪・兵庫・奈良・ 和歌山	営繕部技術・評価課
中国地方整備局 730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館 082-221-9231	鳥取・島根・岡山・ 広島・山口	営繕部技術・評価課
四国地方整備局 760-8554 高松市サンポート3-33 087-851-8061	徳島・香川・ 愛媛・高知	営繕部技術・評価課
九州地方整備局 812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎１０階 092-476-3538	福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・ 宮崎・鹿児島	営繕部技術・評価課
沖縄総合事務局 900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第２地方合同庁舎２号館 098-866-0031	沖縄	開発建設部営繕課

※受験地、本籍地に関わらず、現在住んでいる住所に該当する所管整備局等にお問い合わせ下さい。